

鳥取市立病院使用料及び手数料条例（昭和35年条例第5号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立病院使用料及び手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年3月30日 鳥取市条例第5号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（使用料及び手数料の額）</p> <p>第2条 前条の規定により納付する使用料及び手数料は、別表第1及び別表第2に定める額によるほか、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下「療養費算定額」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項及び第53条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で管</p>	<p>○鳥取市立病院使用料及び手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年3月30日 鳥取市条例第5号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（使用料及び手数料の額）</p> <p>第2条 前条の規定により納付する使用料及び手数料は、別表第1及び別表第2に定める額によるほか、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下「療養費算定額」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項及び第53条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で管</p>

理規程で定めるもの並びに消費税及び地方消費税を非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に100分の110を乗じて得た額の範囲内の額）とする。

2 (略)

第3条及び第4条 (略)

別表第1（第2条関係）

分類	種別		単位	料金（円）
室料加算料	個人室	特別室A	1日	11,000
		特別室B	1日	9,350
		特別室C	1日	8,250
		A室	1日	5,500
		B室	1日	3,300
	新生児室	1日	500	
死体検案処置料	普通死体		1件	8,580
	変死体		1件	17,160
分べん料	時間内分べん		1件	108,000
	時間外分べん		1件	128,000
	深夜分べん		1件	148,000
不妊治療料	体外受精・胚移植		1件	213,598
	配偶子卵管内移植		1件	213,598

理規程で定めるもの並びに消費税及び地方消費税を非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に100分の108を乗じて得た額の範囲内の額）とする。

2 (略)

第3条及び第4条 (略)

別表第1（第2条関係）

分類	種別		単位	料金（円）
室料加算料	個人室	特別室A	1日	10,800
		特別室B	1日	9,180
		特別室C	1日	8,100
		A室	1日	5,400
		B室	1日	3,240
	新生児室	1日	500	
死体検案処置料	普通死体		1件	8,424
	変死体		1件	16,848
分べん料	時間内分べん		1件	108,000
	時間外分べん		1件	128,000
	深夜分べん		1件	148,000
不妊治療料	体外受精・胚移植		1件	209,714
	配偶子卵管内移植		1件	209,714

	顕微受精	1 件	320,386
	受精卵凍結保存	1 回	55,000
	受精卵融解胚移植	1 回	44,000
	精子凍結保存	1 回	33,000
	人工授精(洗浄を含む。)・検査	1 回	4,400
	卵管内人工授精・処置	1 回	11,000
	人工授精・処置	1 回	4,400
先進医療料	上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がんに対するパクリタキセル静脈内投与(1週間に1回投与するものに限る。)及びカルボプラチン腹腔内投与(3週間に1回投与するものに限る。)の併用療法	1 件	26,052
診断料及び検査料	人間ドック	1 件	44,000
	人間ドックの際に追加して行う各種検診	1 件	診療報酬の算定方法により算定した検査料、病理診断料等の額を勘案して管理者が別に定める額

	顕微受精	1 件	314,561
	受精卵凍結保存	1 回	54,000
	受精卵融解胚移植	1 回	43,200
	精子凍結保存	1 回	32,400
	人工授精(洗浄を含む。)・検査	1 回	4,320
	卵管内人工授精・処置	1 回	10,800
	人工授精・処置	1 回	4,320
先進医療料	上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がんに対するパクリタキセル静脈内投与(1週間に1回投与するものに限る。)及びカルボプラチン腹腔内投与(3週間に1回投与するものに限る。)の併用療法	1 件	26,052
診断料及び検査料	人間ドック	1 件	43,200
	人間ドックの際に追加して行う各種検診	1 件	診療報酬の算定方法により算定した検査料、病理診断料等の額を勘案して管理者が別に定める額

	妊婦健診（精密検査を除く。）	1回	3,990
	健康診断	1回	4,180
	新生児聴覚検査	1回	3,000
	先天性代謝異常診断	1回	700
	外部委託検査	1件	実費を勘案して管理者が別に定める額
処置料	人工妊娠中絶	1回	診療報酬の算定方法により算定した額を勘案して管理者が別に定める額
	避妊リングの挿入（子宮内黄体ホルモン放出システム）	1回	22,000
	避妊リングの除去	1回	11,000
介補料	新生児介補	1日	5,000
予防接種料	各種予防接種	1件	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料、手技料及び初診料等の額を勘案して管理者が

	妊婦健診（精密検査を除く。）	1回	3,990
	健康診断	1回	4,104
	新生児聴覚検査	1回	3,000
	先天性代謝異常診断	1回	700
	外部委託検査	1件	実費を勘案して管理者が別に定める額
処置料	人工妊娠中絶	1回	診療報酬の算定方法により算定した額を勘案して管理者が別に定める額
	避妊リングの挿入（子宮内黄体ホルモン放出システム）	1回	21,600
	避妊リングの除去	1回	10,800
介補料	新生児介補	1日	5,000
予防接種料	各種予防接種	1件	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料、手技料及び初診料等の額を勘案して管理者が

			別に定める額
その他の使用料	セカンドオピニオン	1回	11,000
	生命保険等に係る個別面談	1回	4,950
	その他	その都度	実費を勘案して管理者が別に定める額

備考

- 1 室料加算料のうち個人室に係るもので消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合は、この表に定める額に110分の100を乗じて得た額とする。
- 2 多胎の場合の分べん料は、この表に定める額とその額の5割に相当する額に8,000円を加算した額に2児目以降の子の数を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 妊娠12週以上22週未満の流産の場合における分べん料はこの表に定める額又は前項の規定により計算して得た額から1子につき16,000円を控除して得た額とし、妊娠12週未満の流産の場合は分べん料を徴収しないものとする。
- 4 「時間内分べん」とは診療時間内に分べんした場合を、「深夜分べん」とは午後10時から翌日の午前6時までの間に分べんした場合を、「時間外分べん」とはその他の時間に分べんした場合

			別に定める額
その他の使用料	セカンドオピニオン	1回	10,800
	生命保険等に係る個別面談	1回	4,860
	その他	その都度	実費を勘案して管理者が別に定める額

備考

- 1 室料加算料のうち個人室に係るもので消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合は、この表に定める額に108分の100を乗じて得た額とする。
- 2 多胎の場合の分べん料は、この表に定める額とその額の5割に相当する額に8,000円を加算した額に2児目以降の子の数を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 妊娠12週以上22週未満の流産の場合における分べん料はこの表に定める額又は前項の規定により計算して得た額から1子につき16,000円を控除して得た額とし、妊娠12週未満の流産の場合は分べん料を徴収しないものとする。
- 4 「時間内分べん」とは診療時間内に分べんした場合を、「深夜分べん」とは午後10時から翌日の午前6時までの間に分べんした場合を、「時間外分べん」とはその他の時間に分べんした場合

をいう。

- 5 避妊リングの挿入には、処置料のほか、別途薬剤料が加算される。

別表第2（第2条関係）

分類	種別	単位	料金（円）	
診断書料及び証明書料	普通診断書料	1通	1,870	
	恩給診断書料	1通	4,950	
	刑事事件裁判所用診断書料	1通	4,950	
	死亡診断書料	1通	2,200	
	死体検案書料	普通死体検案書料	1通	3,630
		変死体検案書料	1通	3,630
	生命保険診断書料	1通	4,950	
	自動車損害賠償診断書料	1通	4,950	
	自動車損害賠償医療費証明書料	1通	3,850	
	障害等級認定書料	1通	4,950	
	身体障害裁定診断書料	1通	4,950	
	その他証明書料	1通	1,650	
その他の手数料	診療情報録等の写し	1枚	実費を勘案して管理者が別に定める額	

をいう。

- 5 避妊リングの挿入には、処置料のほか、別途薬剤料が加算される。

別表第2（第2条関係）

分類	種別	単位	料金（円）	
診断書料及び証明書料	普通診断書料	1通	1,836	
	恩給診断書料	1通	4,860	
	刑事事件裁判所用診断書料	1通	4,860	
	死亡診断書料	1通	2,160	
	死体検案書料	普通死体検案書料	1通	3,564
		変死体検案書料	1通	3,564
	生命保険診断書料	1通	4,860	
	自動車損害賠償診断書料	1通	4,860	
	自動車損害賠償医療費証明書料	1通	3,780	
	障害等級認定書料	1通	4,860	
	身体障害裁定診断書料	1通	4,860	
	その他証明書料	1通	1,620	
その他の手数料	診療情報録等の写し	1枚	実費を勘案して管理者が別に定める額	

	その他	その都 度 実費を勘案 して管理者 が別に定め る額		その他	その都 度 実費を勘案 して管理者 が別に定め る額
--	-----	---	--	-----	---

鳥取市立病院使用料及び手数料条例の施行に関する規程（平成元年病院事業管理規程第1号）新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○鳥取市立病院使用料及び手数料条例の施行に関する規程 平成元年3月30日 鳥取市病院事業管理規程第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(療養の給付等及び使用料の額)</p> <p>第2条 条例第2条第1項ただし書の管理規程で定める療養の給付等及び管理規程で定める額は、次の表のとおりとする。</p>		<p>○鳥取市立病院使用料及び手数料条例の施行に関する規程 平成元年3月30日 鳥取市病院事業管理規程第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(療養の給付等及び使用料の額)</p> <p>第2条 条例第2条第1項ただし書の管理規程で定める療養の給付等及び管理規程で定める額は、次の表のとおりとする。</p>	
療養の給付等	金額	療養の給付等	金額
1～3 略		1～3 略	
4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定に基づく特定健康診査の給付又は同法第125条の規定に基づく健康診査の給付	健康診査の種類ごとに医科点数表により算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額の範囲内の額	4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定に基づく特定健康診査の給付又は同法第125条の規定に基づく健康診査の給付	健康診査の種類ごとに医科点数表により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額の範囲内の額
5 選定療養等の告示第2条第4号に規定する初診時選定療養費	<u>1,650円</u>	5 選定療養等の告示第2条第4号に規定する初診時選定療養費	<u>1,620円</u>
6 選定療養等の告示第2条第7	医薬品等の告示第8号の規定により	6 選定療養等の告示第2条第7	医薬品等の告示第8号の規定により

<p>号に規定する長期入院診療料</p> <p>計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院について、医薬品等の告示第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数に<u>11円</u>を乗じて算定した額</p>	<p>号に規定する長期入院診療料</p> <p>計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院について、医薬品等の告示第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数に<u>10円80銭</u>を乗じて算定した額</p>
<p>備考</p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>(略)</p>
<p>(課税療養等に係る使用料の額)</p> <p>第3条 条例第2条第1項ただし書に規定する課税療養等に係る使用料の額は、医科点数表又は歯科点数表並びに食事療養及び生活療養費用額算定表により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内の額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(課税療養等に係る使用料の額)</p> <p>第3条 条例第2条第1項ただし書に規定する課税療養等に係る使用料の額は、医科点数表又は歯科点数表並びに食事療養及び生活療養費用額算定表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内の額とする。</p> <p>(略)</p>